

	号外	定価 1部2円	合同庁舎・当直業務民間委託は問題が山積。当局は多くの現場の意見を踏まえ、真摯な対応を行うべき。	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2618
	第3種郵便物認可	岩手県庁内 岩手県職員労働組合		2022年 2月4日

1.31 各地区合同庁舎当直専門員廃止・民間委託課題/管財課長再交渉

当局 民間委託 譲らず

委託理由:当局都合の主張に終始
 委託の妥当性認められず交渉平行線 **事実上の決裂に**
 「丁寧な説明」と「委託時の課題解決」改めて申し入れ

1月31日、2022年度からの各地区合同庁舎の当直業務の完全民間委託（当直専門員の廃止）を巡り、平野管財課総括課長と再交渉を行った。冒頭、各支部で取り組んだ「当直業務の民間委託化の再考を求める決議」（32枚・62分）を手交し、当局の回答を求めた（決議とは別に、花巻・釜石支部では署名を提出（200筆））。



平野管財課長に決議文を手交



管財課長の姿勢を質す交渉団

【交渉概要】（民間委託の妥当性）

○当局主張：「当直専門員が突発的に休暇取得する際に、代替職員の超過勤務が生じる。当初の勤務条件と異なる勤務を求めており妥当でない」、「人員増をしても当該事案は解消されず、かつ増員による対応も妥当でない」、「超過勤務前提の勤務体系を解決するには委託しかない」と当局都合の姿勢に終始。

●県職労の反論：超勤発生の現実には休暇等の権利付与上やむを得ないにも関わらず、当直専門員の雇用継続努力よりも委託が優先される根拠説明が極めて不十分。委託ありきの提案と言わざるを得ない!と厳しく追及。

再三にわたる県職労の追及に対し、当局は超勤が生じない理想的な労働条件（性善説）は委託以外にないとの回答に終始。民間委託の姿勢を譲らず、交渉は平行線となった。

県職労から、完全民間委託がやむを得ないと受け止めるには至らない、すなわち容認できないと表明。そのうえで、当直専門員に対しての丁寧な対応（説明・相談）と委託時に生じる課題解決に対応するよう、強く申し入れた（続きは裏面）。



当局都合に終始・平野管財課長

当局は1月31日、各庁舎管理者を通じて当直専門員全員に対して再度任用しない旨の通知を发出。事実上、民間委託に向けた準備に着手した。今後、民間委託の入札発注が2月中に行われる見通しである。これらの動向を踏まえれば、当局は民間委託を強行したと言わざるを得ない（事実上の交渉決裂の状態）。

県職労は、民間委託を強行する当局姿勢に強く遺憾の意を示すとともに、当直専門員への丁寧な説明と委託時に生じる職場課題の解決を引き続き求めていく。

参考：交渉時の主なやり取り（○管財課長回答、●県職労の反論・申し入れ）

○ 当直専門員の勤務シフト上、突発的に休暇取得した場合に他の職員に超過勤務が発生するが、業務の性格上避けられない。当直専門員には急な勤務を求めることになり、負担をかけている。課題解決に向け検討したが、根本的な解決が見当たらない。職員の業務負担軽減を進める必要もあるため、見直しをすることとした。長期的視点から専門性確保のため専門業者に委託する。

● 休暇取得できる当直専門員の体制とすべき。人員増でシフトの改善を検討したか。また、突発的な休暇時の代替職員配置で超過勤務が発生するのはやむを得ないのではないか。

○ 増員（例：現行の当直専門員2人体制から4人体制への配置）は（通常業務量に対する過配であり）適切でないとの判断に至った。増員をしても突発的な休暇取得で超過勤務が発生するため、根本的な解決につながらない。労務管理上、予め指定した勤務条件を超えるような勤務実態を継続させるわけにはいかないと考えており、超過勤務が生じる勤務は妥当でない。

● 改善のための人員は増やせない、超勤はさせられない、だから民間委託するという考えは安易すぎ受け入れられない。当直専門員にとっては到底納得できる回答ではない。労務管理上の都合（超過勤務の解消）で当直専門員が職を失うことになるという重大性を考えるべき。

民間委託に対する同意は困難。これまでの問題提起を受け止め、改めて、当事者である当直専門員に対して丁寧に説明していただきたい。

また、委託時の諸課題について、管財課も組合を含め関係機関からの意見を踏まえ対応するとの姿勢を確認したが、随時課題を訴え、対応を求めていく。

○ 当直専門員への説明は直接任用している各庁舎管理者で行う。当直専門員に納得いただけるよう、繰り返し説明する。当直専門員が抱える雇用不安に関し、できる限り相談に応じる。職員負担が生じないよう委託時における各種不具合には適切に対応していく。

2022.4月～ 精神保健福祉業務手当 引上げへ

1月31日、当局は保健所等において精神保健福祉業務に携わる職員に支給される『精神保健福祉業務手当』に関し、2022年4月から引き上げるべく、特殊勤務手当条例の改正を2月県議会に提案予定であると示した。

【改正前】	【改正後】
日額 290 円	日額 610 円 (+320 円)

この手当は、精神障がい者の緊急通報や相談指導等に従事する職員（保健師等）を対象に支給されているが、業務困難度に比して支給額が低く、県職労から改善を求めてきた経緯がある。12月15日保健所協議会・保健福祉企画室長交渉でも、保健福祉部から引上げを当局に要求中を確認してきたが、要求が実現した形だ。もともと、コロナ禍で奮闘する保健師はじめ職員の処遇改善としては不十分なまま。引き続き改善を求めていく。